第15回自治基本条例市民推進会議の検討結果

1 住民投票の請求資格者について

【議論により出された結論】

- 〇住民投票の請求資格者は、以下の理由から投票資格者と同一の範囲とし、作業部会等で一緒に検討していくこととなった。
 - ・住民投票の請求をした人が投票できない、また、投票する権利を持っている人が住民投票の請求をすることができないのでは矛盾がある。
 - ・投票資格者と請求資格者を異なる範囲とする合理的な理由がない。

2 住民投票の請求要件について

【議論により出された結論】

- 〇市民の請求要件(必要となる署名数)
 - ・請求資格者の総数に対する割合については、「1/4」(4名)、「1/5」(1名)、「1/6」(3名)、「1/10」(2名)の4つの意見が出された。
 - ・提言書の作成に向け、作業部会等において案の作成をしていくこととなった。
- 〇議会の請求要件
 - ・議会には、地方自治法の規定により条例の提案権があることから、「議会 も住民投票の請求ができる。」ということを明記するのみとし、その要件に ついては検討しないこととなった。

【各委員からのご意見】

(市民の要件)

- 必要署名数のハードルが高すぎると住民投票の実現が難しくなるが、乱発もよくないので、必要署名数は有権者総数の5分の1以上か6分の1以上がよい。また、投票率が低くても開票は実施することとしたい。
- 実現困難な制度とならないようにしたいので、有権者総数の10分の1以上がよい。市長、議会と市民のバランスを考えて市民の請求要件を検討していくべきである。

- 有権者数が多い地域の考えだけで住民投票が行われてしまうことは好ましくないので、あまり低い割合にしない方がよい。よって、有権者総数の4分の1以上がよい。
- 市民が必要署名数を集められれば、市長は住民投票を実施しなければならないことにするのであれば、有権者総数の4分の1以上がよい。
- 住民投票の実施には費用がかかり、関心のない市民にとっては嫌なことだと 思うので相当数の署名が必要である。また、署名する人が少ないということ は投票率も低くなる可能性もあるので、有権者総数の4分の1以上がよい。
- 署名と選挙の投票率は別問題だが、市長選挙における市長の得票率と同程度 とするとハードルが高すぎるので、有権者総数の6分の1以上がよい。
- 住民投票の結果を市長や議会に尊重してもらうためにも、実施要件は厳しい 方がよいので有権者総数の4分の1以上がよい。その代わり、できるだけ請 求資格者の範囲を広げたい。
- 住民投票制度が定着するまではハードルを低くし、請求が頻発するようであればハードルを上げるようにしてもよいのではないか。そのような意味で有権者総数の10分の1以上がよい。

(議会の要件)

- 議会には地方自治法の規定もあるので要件を検討することはあまり意味がない。議会も住民投票の請求ができるということを規定しておけばよい。
- ○本来は市民が議員に働きかけを行っていくべきだが、それが通らない時に住 民投票の請求を行うことになる。
- 議会を通して市民の意向を踏まえたまちづくりを進めてもらえれば、住民投票などの費用がかからなくて済む。